一般会計等財務書類に係る「注記」

1 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・・・該当する事項はありません。
 - ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・該当する事項はありません。

③ 出資金

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・出資金額

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

- (4) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・・定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - ·建物 15年~50年
 - ·工作物 10年~60年
 - · 物 品 4年~15年

- ② 無形固定資産 (リース資産を除きます。) ・・・・・・・・・ 定額法 (ソフトウェアについては、本町における見込利用期間 (5年) に基づく定額法によっています。)
- ③ リース資産 該当する事項はありません。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金 該当する事項はありません。
- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。 長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上して います。

長期貸付金については、該当はありません。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から、千葉県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に 職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運 用益のうち長南町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金 該当する事項はありません。
- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見 込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

- (6) リース取引の処理方法
 - ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

該当する事項はありません。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

- ② オペレーティング・リース取引 該当する事項はありません。
- (7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金 (要求払預金)

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

- (8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は200万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当する事項はありません。

3 重要な後発事象

該当する事項はありません。

4 偶発債務

該当する事項はありません。

5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
 - ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
 - 一般会計
 - 笠森霊園事業特別会計
 - ② 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に相違はありません。
 - ③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
 - ④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
 - ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
 - ・実質赤字比率 % (数値なし)
 - ・連結実質赤字比率 % (数値なし)
 - · 実質公債費比率 6.9%
 - 将来負担比率 35.8%
 - ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 該当する事項はありません。
 - ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 68,949千円
 - ⑧ 過年度修正等に関する事項 該当する事項はありません。

- (2) 貸借対照表に係る事項
 - ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア範囲

売却可能資産の範囲は、普通財産のうち活用が図られていない公共資産としています。 イ 内訳

事業用資産(土地) 25,011千円

平成30年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、減価償却は行いませんが固定資産税評価額を基とした時価評価を 行っています。

- ② 減債基金に係る積立不足額 該当する事項はありません。
- ③ 基金借入金(繰替運用) 該当する事項はありません。
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 3,355,936千円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のと おりです。

標準財政規模3,060,089千円元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額435,851千円将来負担額7,878,608千円充当可能基金額2,295,755千円特定財源見込額0千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

4,641,714千円

⑥ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金 額

該当する事項はありません。

- (3) 行政コスト計算書に係る事項 該当する事項はありません。
- (4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ① 固定資産等形成分 固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分(不足分) 純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。
- (5) 資金収支計算書に係る事項
 - ① 基礎的財政収支 △108,322千円

- ② 一時借入金 該当する事項はありません。
- ③ 重要な非資金取引 該当する事項はありません。